

# 県管理港湾の放置等禁止区域について

長崎県が管理する港湾について港湾法第37条の3の規定に基づき、「船舶の放置等の行為を禁止する区域及び物件」を新たに指定し、平成22年9月1日から施行します。

港湾法に基づく「放置等禁止区域」

港湾法第37条の3に基づき、みだりに船舶その他の物件を捨て、又は放置することを禁止する区域を言います。

今回の指定は、禁止区域に新たに港湾の陸域を加え、禁止物件の追加もあわせて行うものです。

放置禁止の区域とは？

長崎港をはじめとする県が管理する全ての港湾において指定されている「港湾区域」「港湾隣接地域」「臨港地区」「港湾法第2条第6項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設」が対象となります。

なお、禁止区域の詳細な範囲については図面を各振興局等に備えておりますので、閲覧等を希望される方は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

放置禁止の物件とは？

放置禁止の物件は以下のとおりです。

船舶及びその部品

車両及びその部品

廃棄物

違反した場合の罰則は？

この規定に違反した者は、以下の処罰の対象となります。

監督処分

港湾法第56条の4第1項 船舶その他の物件の撤去命令

罰則

港湾法第61条第2項 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

## お問い合わせ先

長崎県土木部港湾課港政振興班	電話:095-894-3053
長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所港営課	電話:095-822-1257
長崎県県央振興局建設部管理課	電話:0957-24-5007
長崎県島原振興局建設部管理課	電話:0957-63-0612
長崎県県北振興局建設部管理第2課	電話:0956-24-1419
長崎県県北振興局建設部管理第2課(田平駐在)	電話:0950-57-0562
長崎県県北振興局建設部管理第2課(大瀬戸駐在)	電話:0959-22-0067
長崎県五島振興局建設部管理課	電話:0959-72-2734
長崎県五島振興局上五島支所建設部管理・用地課	電話:0959-42-1141
長崎県壱岐振興局建設部管理・用地課	電話:0920-47-1127
長崎県対馬振興局管理課	電話:0920-52-0398